

事 務 連 絡  
平成16年7月12日

各 労働基準監督署長 殿

大阪労働局 労働基準部  
労 災 補 償 課 長

石綿による中皮腫をはじめとする業務上疾病の診断確定日について

今般、石綿による中皮腫の診断確定日（発病年月日）について、昭和53年4月28日付け基発第250号「改正じん肺法の施行について」記の第4「災害補償関係」の2「じん肺及び合併症の認定の手続き」によるべきか否かについて、本省と相談した結果、「石綿による疾病については、基発第250号記の第4の2によることなく、業務上疾病の一般原則に従って労働基準監督署長が決定すべきである。」との回答を得たので、通知する。

については、業務上疾病の診断確定日（発病年月日）の考え方について、この結果を踏まえ下記のとおり取扱うこととしたので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 業務上疾病の診断確定日（発病年月日）の捉え方の一般原則は、「業務災害及び通勤災害認定の理論と実際（上巻）」413頁～414頁に記述されているとおり、一般的には、医学上療養を必要とすると認められるに至った時期である。
  - ① 業務上疾病は、実際の発病時点より後において、当該病名の診断がなされることが少なくないが、この場合、発病の時期は後に至って当該業務上疾病であることが診断された日ではなく、現実に療養（医療）が必要となった時期である。

よって、一般的には、当該傷病名を診断した医療機関の初診日をもって診断確定日＝発病年月日とする。
  - ② なお、当該傷病名を診断した医療機関への転医前の療養までは、一般的には遡及しないが、検査所見や治療内容から明らかに当該疾病を疑い、関連する治療が行われていた場合には、転医前の医療機関の初診日を診断確定日と認め得る余地も否定されない。

③ 反対に、当該傷病名を診断した医療機関において、私病と混在していて、途中までは、当該業務上の傷病の治療が行われていない場合等は、初診日まで遡及する必要がないことはいうまでもない。

2 以上が、業務上疾病の診断確定日（発病年月日）の一般原則であるが、ただし、じん肺症及びじん肺の合併症については、例外的に、昭和53年4月28日付け基発第250号によって、次のとおり特別の定めがある。この考え方は、業務上疾病の診断確定日の中では特殊な例であり、この考え方が業務上疾病全般にわたる原則ではないことに留意すること。

- ① じん肺症については、じん肺管理区分が管理4であると決定された根拠となった資料がエックス線写真であるときは、その撮影日、肺機能検査の結果であるときは、その検査を実施した日又はこれらの両方で確認できるものについては、そのうちいずれか前の日
- ② じん肺の合併症にかかっていると認められたものについては、その根拠となった結核精密検査（じん肺則6）又は肺結核以外の合併症に関する検査（じん肺則7）を実施した日

以上のとおりであるので、中皮腫等石綿による疾病は、前記1に記述した一般原則を適用して判断すること。